

奨学資金の貸し付け
申し込みについて

平成24年度の奨学資金貸付
申込を次の通り受付いたしま
すので、ご利用ください。
申込資格
・高等学校または高等専門学
校に進学する方
・大学に進学する方
・各種専門学校に進学する方
貸付額
・高等学校、高専、各種学校
月額 2万円～3万円以内
・大学
月額 3万円～5万円以内
(いずれも、1万円単位で申
込者が金額を選択できます。)
申込期間 3月1日(木)～
3月21日(水)
申込方法
所定の貸付申込書に医師の
健康診断書と合格通知書の写
しを添付して下さい。
連帯保証人
2名の連帯保証人が必要と
なります。
その他
特別免除制度はありません。
申込・お問い合わせ
七ヶ宿町教育委員会
☎3712112
(担当 高橋・津川)

公立刈田綜合病院
看護師修学資金貸付

申込資格
①看護学校(准看護師養成学
校は除く)に在学している
看護学生の方。
②看護学校卒業後、看護師と
して当院に勤務する意思を
有する方。
募集定員 20名
貸付金額 月額5万円
※貸付期間に1年を加えた期
間、当院に勤務した場合、
返還を免除します。例えば、
2年間貸付を受けた場合、
看護師として3年間勤務す
れば返還を免除します。
貸付期間(最長2年間)
・5年制の看護学校
4～5年目
・3年制の看護学校
2～3年目
・2年生の看護学校
1～2年目
申込方法
当院所定の修学資金貸付申
請書と学校長(施設長)の推
薦書のほか、履歴書、戸籍謄
本、在学証明書を提出してく
ださい。
※申請書などは、当院ホーム
ページからもダウンロード

できます。
5月1日(火)
※土日祝日を除く、午前8時
30分～午後5時15分。郵送
の場合は当日消印有効。
申込・お問い合わせ
公立刈田綜合病院総務課
☎2512145
(内線2405)
ホームページURL
<http://www.katta-hosp.shiroshimiyagi.jp>

地上デジタル放送受信の
ための支援について

経済的な理由等で地上デジ
タル放送がまだ受信できない
世帯に、地上デジタル放送簡
易チューナー(1台)を無償
給付します。
対象者
(1)市町村民税非課税世帯の方
(2)高齢者のみの世帯
申込期限
平成24年3月31日まで
申込・お問い合わせ
総務課企画係
担当 安藤
☎3712194

七ヶ宿町が発送する封筒に
広告を掲載しませんか

七ヶ宿町では、町が使用す
る封筒裏面に掲載する広告の
広告主を募集しています。
町内だけではなく、多くの
方の目に触れる機会が多い封
筒です。お申込みをお待ちし
ています。
詳しくは、お問い合わせい
ただくか、七ヶ宿町ホーム
ページをご覧ください。
募集社数(長形3号2社)
・サイズ240mm×330mm
募集期間
3月5日～3月14日
印刷部数
長形3号2000枚
掲載価格
町内企業4000円
町外企業5000円
申込・お問い合わせ
総務課(担当 高橋)
☎3712111
ホームページ
<http://www.town.shichikashukumiyagi.jp>

女性医師による女性の健康相談

女性医師が、思春期や更年
期の身体的・精神的不調、家
庭や職場でのストレス等で悩
んでいる女性の相談に応じま
す。(完全予約制・相談無料)
相談日・場所
大河原町
3月17日(土)
予約先・受付時間
宮城県女医会女性の健康相
談室
☎090-5840-1993
午前9時～午後5時まで
※これ以外の時間や土日祝日
は留守番電話にお名前と連
絡先を録音してください。
後日相談日時をご連絡しま
す。
お問い合わせ
県健康推進課
☎022-211-2623



国家公務員採用試験のお知らせ

人事院では、国家公務員採
用総合職試験及び一般職試験
を実施いたします。
総合職試験
第1次試験 4月29日(日)
申込受付期間
・インターネット
4月2日(月)～
4月9日(月)
・郵送・持参
4月2日(火)～
4月3日(水)
※受付最終日の通信日付印有
効。
一般試験(大卒程度)
第1次試験 6月17日(日)
申込受付期間
・インターネット
4月10日(火)～
4月19日(木)
・郵送・持参
4月10日(火)～
4月11日(水)
※受付最終日の通信日付印有
効。
なお、申込方法や受験資格
等の詳しい内容については、
人事院ホームページまたは人
事院東北事務局まで問い合
わせください。

お問い合わせ

人事院東北事務局
第二課 試験係
☎022-221-2022
人事院ホームページ
<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyohm>

免除された保険料を追納す
ると、満額の年金額に近づ
けることができます

国民年金の保険料免除期間
には、全額免除、四分の三免
除、半額免除、そして四分の
一免除の四つの種類がありま
す。これらの免除期間は、老
齢・障害・遺族の各基礎年金
について、年金を受けるため
の資格期間をみる場合、保険
料を全額納めた期間と同じと
みなされます。
免除されると年金額は減額
保険料免除期間は、老齡基
礎年金の年金額を計算するう
えでは、免除の種類に応じて
減額されます。

また、学生納付特例と若年
者納付猶予によって保険料の
納付の全額が猶予された期間
は、資格期間には反映されて
も、老齡基礎年金の年金額に

反映されないカラ期間とみな
されます。

10年以内に追納を

10年以内であれば保険料を
追納して満額の老齡基礎年金
に近づけることができます。
追納する保険料額は、保険
料の免除や猶予された当時の
それぞれの保険料月額に経過
期間に応じて決められた額が
加算されます。ただし、平成
21年度および平成22年度中の
免除期間については、この加
算はありません。
なお、追納した月について
は、追納したその日に保険料
が納付されたものとみなされ、
基礎年金等の受給資格期間や
年金額等の計算においては、
保険料納付済期間として取り
扱われることとなります。
保険料を追納するための納
付書の発行には申込みが必要
です。

詳しくは年金事務所へお問
い合わせ下さい。
お問い合わせ

大河原年金事務所
☎0224-511-3112